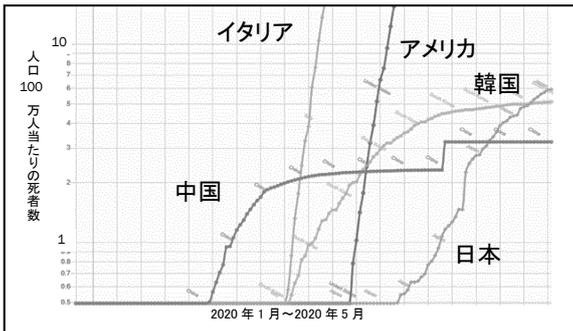




### 時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。

相変わらず新型コロナ(COVID-19)が問題となっていますが、一方で、日本は死者が少なく済んでいるという議論もあります。執筆時点で、日本における死者は749人、国としては28番目ですが、人口の違いも考えなくてはなりません。「札幌医大フロンティア研ゲノム医科学」のサイトに、国別人口100万人当たり死者数の推移と比較が掲示されていますので、以下に参照しました。



縦軸は人口100万人当たりの死者数で、対数表示になっています(横軸は日付)。読みづらいとは思いますが、当初の死者増加の後、中国では3人、韓国では5人あたりで死者数が横ばいになっています。一方、日本ではまだ上昇傾向が続いており、現在100万人当たり6人程度の死者となっています。なお、イタリアやアメリカでは一挙に指数関数的に増加、現在はそれぞれ500人、300人となって、ようやく増加速度が下がってきました。日本の場合、欧米と比べれば死者は明らかに少ないのですが、今のところ収束傾向は見られず、引き続き嚴重な注意が必要と思います。

### 車いす貸出しのご案内



当施設は、杉並区社会福祉協議会の車いす貸出し拠点となっており、1ヶ月までの短期間、ご希望される方に車いすの無料貸出しを行っています。車いすを使うご本人、もしくはご家族が杉並区の方であれば、シーダ・ウォークのご利用者以外でも貸出しができます(杉並区以外にお住まいの方は、各自自治体の社会福祉協議会にお問合せください)。詳しくは1階事務室までご連絡ください。

### イベント・コンサート ※13時30分~14時30分※



今後も新型コロナウイルスの感染拡大が予測されていることから、参加される皆さまの安全を考慮し、2020年6月末までの間、コンサートを含めたイベントをやむなく中止させていただくことといたしました。楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、2020年7月以降につきましては、状況を確認した上で改めてホームページ等でご案内をさせていただきます。

### 栄養科より今月の一押しメニュー

6月の行事食は、14日(日)昼食の“鮭イクラちらし”です。酢飯は、酸味で食が進むと好評です。

また、6月からソフトクリームを提供を開始する予定です。栄養科のスタッフが各フロアをまわり、皆様にお好みの味を選んでいただき提供します。少々お時間はかかりますが、夏季限定のおやつです。是非お楽しみください♪



### Cedar Walker 法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

### 意外と知らない法律用語

ニュースでは、日々様々な事件が報道されます。その中で「容疑者」、「被告人」、「保釈」など、なんとなく分かったような、分かっていないような言葉があります。そこで今回は、これらの用語の意味について、お話します。

「容疑者」という言葉はマスコミが作り出したもので、法律上は「被疑者」と言います。被疑者とは、警察の捜査の対象となっており、起訴される前の人を指します。つまり被疑者とは、捜査機関によって犯罪の疑いを掛けられながら、検察官による起訴、不起訴の処分が決まっていない状態の人のことです。ちなみにマスコミが容疑者という言葉を使うようになったのは、「被害者」という言葉と紛らわしいからだなどと言われていました。

「被告人」とは、起訴され、判決が確定するまでの状態の人のことです。ですから、一審で判決を受けてからも、控訴や上告をした場合は被告人の立場です。ちなみに「被告」は、民事訴訟において原告に訴えられた人のことを言い、意味がまったく異なってきます。

「保釈」とは、勾留されている被告人(つまり、起訴された後の人です)について、保証金の納付を条件として身体の拘束を解くことです。保証金の額は事件や、被告人の資産状況にもよります。保証金は何事もなく判決後に返還されますが、逃亡等した場合には没収されます。ですので、保証金の額は、被告人が、これだけの額を人質に取られては逃亡しないだろう、という額、と言えばイメージしやすいかもしれません。

刑事裁判では、無罪推定の原則が及びます。無罪推定の原則とは、何人も有罪判決が確定するまでは無罪であると推定される原則のことです。無罪推定が働く以上、刑が確定するまでの間は、原則的に被疑者、被告人の身体は自由でなければならず、例外的に逃亡したり、罪証隠滅(証拠隠滅)が疑われる相当な理由がある時にのみ拘束できるものとされています。もっとも実際は、簡単に「逃亡や罪証隠滅」が疑われる相当な理由があると判断されていて、検察官が勾留請求する時には、9割以上が勾留されているのが実情です。

桜丘法律事務所 弁護士 北浦結花

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2020年5月25日発行 vol.155 編集: 渋谷・常盤・大島

# テレビ面会をやっています！



シーダ・ウォークでは、面会制限の期間中ロングステイご利用中のご家族様向けに、タブレットを使用して利用者さんとお顔を見て話ができるテレビ電話をご用意しております。今回は、実際にご利用いただいたご家族様の声を、当日の流れとともにご紹介します。

## <当日の流れ>

- ① お電話でご予約いただいた時間より少し前にお越しいただき、1階事務室受付にお声掛けください。1階ロビーにて、手指消毒、マスク着用、検温のご協力をお願いします。
- ② 利用者さんのご準備ができ次第、事務職員がご案内いたしますので、そのままロビーでお待ちください。
- ③ 通話が繋がるまでの準備は、事務職員や介護職員がお手伝いいたします。  
※ 1回あたりのご面会時間は5分を上限とさせていただきます(職員から声を掛けさせていただく場合もございます)ので、予めご了承ください。

### 利用者さんより

- ・ 家族の元気そうな顔が見られて、嬉しかったです。
  - ・ 久しぶりに顔を見ることができて、涙が出ました。
  - ・ 他愛もない話だったけど、嬉しかったです。
  - ・ いつも職員さんに手伝ってもらって、助かっています。
- ※ 利用者さんには、各フロアの共用スペースでお話いただきます。



### ご家族様より

- ・ 顔を見ながら話すことができ良かったです。
  - ・ 本人の様子が分かって、安心できました。
  - ・ テレビ面会をさせていただいて、本当に感謝しています。
  - ・ 限られた時間の中でも、いろいろな話ができ嬉しいです。
- ※ ご家族様には、1階でお話いただきます。

- ④ お話が終わりましたら、お忘れ物がないようご注意ください、タブレットは1階事務室までお戻しください。  
※ なるべく多くの方々にご利用いただくため、次回のご予約は1週間程度あけてお取りいただくようお願いします。

お話が終わった後は、どのご家族様もどこかスッキリとした表情で帰られているのが印象的でした。新型コロナウイルス感染症の影響により直接のご面会はできませんが、この機会に是非テレビ面会をご利用いただき、利用者さんとの楽しいひと時をお過ごしください。

